

一般質問

みらい 三浦（茂）議員

会派みらいの三浦茂人です。

一般質問の機会をいただき、先輩同僚議員の皆様には感謝申し上げます。

また、傍聴にお越しいただいた皆様に厚く御礼申し上げます。

はじめに、財政運営についてお伺いします。

日本銀行は、今年三月の金融政策決定会合でマイナス金利政策の解除を決め、七月には政策金利である短期金利の誘導目標を〇・一パーセント程度から〇・二五パーセント程度とする追加利上げに踏み切りました。これまでの金融緩和頼みの経済から、金利の規律と向き合う時代に移行したともいえます。

金利の引き上げは、長短問わず企業も家計も県財政にとっても少なからず影響があるものと考えます。

県は、昨年一〇月に「財政の中期見通し」を公表しています。それは将来を見据えた持続可能で安定的な財政運営を行うための参考として活用するもので、財源不足については令和六年度から令和十年度までの五年間、実質公債費比率および将来負担比率については令和六年度から令和十五年度までの十年間を推計期間としています。

中期見通しにおいても、ある程度の金利上昇は見込んでいると思いますが、八月以降の金利上昇の影響で県債の利払い費は中期見通し以上の負担増加が見込まれるのではないでしろうか。まずは今後の見通しについてどのように考えているのか、知事のご所見をお聞かせください。

県債残高は長きにわたって一兆二、〇〇〇億円台に張り付き、利払い費は今年度当初予算で七〇億円以上を計上しています。債務の規模が大きいほど、わずかな金利上昇でも利払い費が大幅に上振れするのはいうまでもあ

りません。

令和五年年度のプライマリーバランスは一
九億円の黒字でした。しかし、プライマリー
バランスが黒字だからといって、それがその
まま財政の健全化につながるとは限りませ
ん。一兆円を優に超える債務がある以上、金
利上昇リスクにさらされていることを忘れて
はなりません。

県債は償還期限を迎えたものから順次足元
の金利に基づく県債に置き換わっていくた
め、利払い負担の重みは徐々に増していきま
す。金利のある世界になった今、利払い費を
計算するための想定金利を見直したうえで、
中期見通しを修正する必要があるのではない
でしょうか。併せて知事のご所見をお聞かせ
ください。

県内では三年連続で大雨被害が発生しまし
た。南海トラフ地震など巨大災害の発生も懸
念される昨今、平時に財政の余力を確保する
取組が欠かせません。そのためには、健全な

財政運営とともに、金融緩和頼みの経済から民間主導の自律成長を実現するための選択と集中が必須です。

人口減少の最先端を行く秋田には、これまでに以上に市場競争を通じて民間経済の活力を引き出す取り組みが必要です。それが県税の増収につながり、健全な財政運営にも寄与するでしょう。そうでなければ、九九・九パーセントを占める秋田県内の中小企業全体の生産性は上がらず、賃上げも持続しません。今こそ、民間投資を喚起する成長戦略が求められているのではないでしょうか。風力のみならず県内企業が参画する新たな民間投資をどのように実現し県財政の健全化に結びつけていくべきか、知事のご所見をお聞かせください。

次に、秋田県立病院機構についてお伺いします。

今年度当初予算において、同病院機構への県からの運営交付金が五七億九、〇〇〇万円にのぼり、独立行政法人化した平成二十一年度以降で最大となりました。循環器・脳脊髄センター分として三六億二、〇〇〇万円、リハビリテーション・精神医療センター分が一億七、〇〇〇万円です。

令和六年度から十一年度までの五年間にわたる第四期中期計画がスタートし、その初年度も早や半年が過ぎようとしています。令和六年度計画において、収支は七億八、五〇〇万円の純利益を見込んでいます。令和五年度末の実績では七億七、一〇〇万円の純損失でしたから、単純計算では、この一年間で前年比一五億五、〇〇〇万円強の収益改善を図ることになります。はたして計画は達成可能なのか、知事のご所見をお聞かせください。

病院機構において特に懸念されるのが循環

器・脳脊髄センターの運営です。平成二十七年三月末に秋田県成人病医療センターが解散し、循環器部門は旧脳研に移管されました。旧脳研は平成三十一年三月から名称を秋田県立循環器・脳脊髄センターに変更し今日に至っています。当時の病院機構全体では、平成三十年度末で三〇億円の現預金がありました。令和六年三月末には五億円ほどに落ち込んでいます。要因はいくつかあるのでしようが、循環器疾患の医師不足と病床利用率の低下に他ならないと考えます。

令和五年度の循環器・脳脊髄センターの病床利用率は五五・四パーセント、リハセンは八九・三パーセントでした。今年度の目標は循環器・脳脊髄センターが六〇・〇パーセント、リハセンが八八・三パーセントとなっています。中間決算時点で医師不足の解消や病床利用率の改善などの目途が立たなければ、半年後は厳しい決算となることは自明の理です。それは県の運営交付金の負担に直結する

ことを意味しており、危機感を持った対応が求められます。

令和六年三月期の病院別財務諸表を見れば、循環器・脳脊髄センターは一億円の繰越欠損金を抱え、一六億円の債務超過です。リハセンの繰越欠損金はありませんが三億七、九〇〇万円の債務超過です。本部勘定を含めた病院機構全体では、三三億九、〇〇〇万円の繰越欠損金で一九億五、〇〇〇万円の債務超過という現実があります。このままでは、循環器・脳脊髄センターは第四期中期計画の道半ばで実質破綻という事態になりかねません。

これまで様々、議会においても議論されてきましたが、病院機構に対する経営上の懸念について改めて知事のご所見をお聞かせください。

世界の脳研と循環器の高度医療を提供してきた成人病医療センター。この隣接した二つを統合する医療構想自体には理解できるもの

の、循環器・脳脊髄センターの循環器部門が今日のように、医師が去り、病床が空き、心疾患の手術を他の基幹病院に依存せざるを得ない事態を誰が予測できたでしょうか。

今一度原点に立ち返り、どんな問題点があったのか、これまでの経緯を検証し後世の教訓とすることが知事に残された使命ではないでしょうか。知事のご所見をお聞かせください。

次に、防災対策についてお伺いします。

今年は、元日の「能登半島地震」にはじまり、七月のにかほ市から山形県酒田市にわたる大雨被害、八月八日の宮崎県日向灘を震源とする地震とその地震の発生に伴って、南海トラフ地震臨時情報が初めて発表され、さらに同十九日には茨城県北部を震源とする震度五弱の地震が発生しました。

県内外を問わず地球温暖化の影響で風水害の激甚化が常態化し、異常気象や地震など、災害が日常になっている感さえあります。他県での災害も他人ごとではなく物資の支援や人的支援が求められるのはいうまでもありません。

県においては、災害が発生した場合に備え、昨年七月の記録的大雨災害で明らかになった課題と、その解決に必要な対応について「令和五年大雨災害の検証と今後の対応」と題した報告書を六月に取りまとめています。

県や市町村、社会福祉協議会などからの意見や要望等を取りまとめて検証したうえで、浮かび上がった課題を「共通課題」「平時における備え」「初動対応」「被災者支援・生活再建支援」の四項目に分類し、今後の方向性と対応方針について明示しています。

これまでの度重なる災害に対し県、市町村および関係者の皆様の取組には、敬意を表するしかありませんが、異常気象による大雨など、いつどこで起きてもおかしくない災害に対応するためには、今後の防災体制をより盤石にするための抜本的な見直しが必要ではないでしょうか。

この度の報告書でもわかるように、災害対応は自治体によりばらつきがあるのは否めません。災害対応に精通し機敏に的確に対応できるところもあれば、マンパワーも含めて様々な理由でそれが困難なケースもあり、それが時と場合によっては被害の拡大に直結します。

このような、現下の状況や昨今の自然災害を鑑みれば、この際、防災対応全般を専門とする新たな部署を新設することを検討すべき時ではないでしょうか。

現在、主として防災を所管するのは「総合防災課」ですが、総務部防災担当の人員体制二三人で果たして十分なのか、これだけ災害が続けばその対応だけでも精一杯で、次への備えに支障をきたすのではないのでしょうか。

今回の報告書で災害事例の共有が図られ、災害対応マニュアルの再整備や体制構築に生かされることは有意義なことと評価しますが、それが継承されなければ今後につながっていきません。そのためにも、災害対応を専門に扱う部署、例えば「総合防災部」を設置し、関係市町村との連携をより強固に構築し、平時から万全の危機管理体制を構築することが防災対策に不可欠と考えます。知事のご所見をお聞かせください。

今から六年前、二〇一八年七月に全国知事

会は政府に「防災省」創設を求める緊急提言をしています。提言では、南海トラフ地震や首都直下地震などを挙げ、「日本は大幅な人口減少が見込まれ、巨大災害で甚大な被害が及べば地域消滅も危惧される」と指摘しています。

その緊急提言の翌年の台風一九号では全国で九一名、東北では五七名の人的被害もありました。

当時の知事会の緊急提言は先を見据えた危機感の表れだったのかもしれませんが。その思いを形にするためにも国に先んじて、当県における災害対応専門部署の創設について是非ご検討いただきたいと思います。知事のご所見をお聞かせください。

次に、読書活動の推進についてお伺いします。

読書活動は、県民が人生を豊かに生きる上で大切なものであり、文化的で豊かな社会の構築に寄与するものであることから、本県では、平成二十二年四月施行の「秋田県民の読書活動の推進に関する条例」に基づき、平成二十三年三月に「秋田県読書活動推進基本計画」を、平成二十八年三月には「第二次秋田県読書活動推進基本計画」を策定し、県民の読書活動の推進に取り組んできたことはご承知のとおりです。

現在は、令和三年度から令和七年度までを計画期間とする「第三次秋田県読書活動推進基本計画」において、「生涯にわたって読書に親しみ、心豊かに」を基本目標として、県民のライフステージ等に応じた読書環境の整備を進めており、最終年度の目標達成に向けて鋭意取り組んでいることと思えます。

第三次基本計画では、主な取組として「家

庭」「学校」「地域・職場」における読書活動の推進及び「関係機関等との協働による読書活動の推進」を四つの柱として掲げています。

このうち、「関係機関等との協働による読書活動の推進」においては、県の施策として一一項目を挙げていますが、その中の一つ、「書店団体等と連携した読書活動の推進」に関連してお伺いします。

本計画では、県民の読書意欲を喚起するため、県内の書店団体等と連携して、読書に関する情報提供の取組を行うとしています。その具体的な取組として、「SNSを活用したキャンペーン事業」、「あきたブックネット」による「まちの本屋」の読書活動の推進に関する取組の紹介」、「読書拠点に関する調査」を挙げています。ただ残念なことは、これらの取組には、具体的な指標となる基準値及び目標値が示されていない点です。この性質上やむを得ない点はあろうかと思えます

が、ここは新たな視点から書店と図書館との連携という切り口から読書人口の増加につながる取組をより具体的に検討すべきではないでしょうか。

全国一、七四一市区町村のうち、書店が一店舗もない自治体が今年三月時点で四八二市町村に増え、全体の二七・七パーセントに上ることが出版文化産業振興財団の調査で分かりました。集計対象は取次会社と販売契約を結んでいる実店舗をベースとし、ネット書店や大学生協、古書店は含まれていません。全国の書店数は七、九七三店舗で、前回令和四年九月の調査に比べ六〇九店舗減少しています。

秋田県内を見ると、一店舗もない自治体は八町村、一店舗あるだけで「無書店予備軍」ともいえる自治体は二町村で、書店ゼロと合わせた比率は四〇パーセントに達します。

読書条例には、すべての県民が読書活動を容易に行うことができるようにするための積

極的な環境整備の推進が謳われているほか、図書館や民間団体等との連携に努めることが明記されています。

町なかの書店が消えていくという現状を知事はどのように受け止めているのでしょうか。

県内には公立図書館が五一、公民館図書室等が二三、点字図書館が一つあり、本を貸し出す図書館と、販売する書店が対立ではなく連携を強化することで地域の読書人口を増やすことが肝要と考えます。

図書館と書店の連携を求める声は、国会でも広がっているようです。

自民党の「街の本屋さんを元気にして、日本の文化を守る議員連盟」の提言などを受け、書店や出版社、図書館関係者らによる「対話の場」が昨年一〇月に設けられ、今年四月には地元書店からの優先的購入などを検討するといった連携策を打ち出しました。

文部科学省も六月、こうした連携を全国に

広げていくため、北海道から沖縄まで五一か所での「図書館・書店等連携実践事例集」をまとめています。今後の推進活動に大いに参考になるのではないでしょうか。

また、地域の「読書人口」を増やす事業モデルを構築し、全国に普及させるため来年度予算の概算要求に関連経費四、一〇〇万円を盛り込むほか、連携事業を行う自治体などを全国から公募し、六か所を選定して財政支援する方針です。秋田県もこの公募に手を挙げるとか、検討してはいかがでしょうか。

鳥取県立図書館では平成二年の開館当初から、購入する本の約半数を地元書店が持ち込んだ書籍の中から司書が選ぶ「見計らい」を行っています。この地元書店から購入する「鳥取方式」は地元書店が収益を得られる利点があります。同館は書籍と雑誌の購入に約一億円の予算を持っており、令和四年度はその九六パーセントを使って県内書店から購入しています。

また、東京都町田市立図書館では、利用者がネットやリクエスト用紙で予約した図書館の書籍を書店で受け取りや返却ができるサービスを行っています。

国外の事例としては、フランスにおいて、令和三年五月に若者の文化活動を支援するため、一八歳時に二年間の有効期限で三〇〇ユーロが支給される「カルチャー・パス」が導入されました。そして昨年四月に、令和三年の導入以来一、四五〇万冊の書籍が購入されたと発表しています。文化全般への支援策ですが、カルチャー・パスの恩恵を最も受けたのは書籍で、特に日本の漫画の販売が伸びたそうです。

対象年齢や支給額そして財源等課題はあると思いますが、若者の書籍購入を大きく後押しする取組として、秋田版「カルチャー・パス」制度の導入に向けて、調査・研究するかどうかの余地があるのではないでしょうか。

県においてもこのような事例を参考に、第

三次基本計画の見直しとともに、無書店自治体ゼロを目指すなど、明確な目標値を設定した取組強化が必須と考えますが、知事のご所見をお聞かせください。

次に、教育長にお伺いします。

今年度の全国学力・学習状況調査で、本県は小学六年、中学三年ともに好成績で全国上位を維持しました。しかし課題もあるようです。

中学三年の国語の正答率が六〇パーセントで昨年度の七四パーセントより一四ポイント下がり、これまでで最低になりました。

「話すこと・聞くこと」「書くこと」「読むこと」に関する問題の中では「読むこと」の正答率が四九・五パーセントとなり、前年度の六八・四パーセントを一八・九ポイント下回りました。

全国的にも同様の傾向にあるようで、読解力に課題があることが示されています。文部科学省の分析では、全国的に動画やSNSな

どに費やす時間が長いほど正答率が低下する傾向がみられ、短文のコミュニケーションが中心になる一方、読書量は減少し、それが、長文の読み書きの苦手意識を持つ生徒の増加につながっているとされています。

さて、教育委員会では、検証改善委員会を立ち上げ、これまでの課題の改善状況や今年度の結果から明らかになった課題等について詳細な分析を進め、調査結果の概要を提供するなどして各学校を支援していくとしています。

学校現場において、この結果を踏まえた「読む」力、読解力向上のためにどのような方を講じるべきなのか、また、読書量減少の歯止めには学校司書の係わりがより一層求められると思います。人員配置は十分なのか、処遇改善も含めた具体策は検討しているのか、教育長のご所見をお聞かせください。

次に、保育事故についてお伺いします。

事故報告の制度では、子ども・子育て支援制度や児童福祉法施行規則により、事故が発生した場合における自治体への報告が義務付けられています。

こども家庭庁は令和五年に全国の保育所や幼稚園、認定こども園といった教育・保育施設等における事故についてその集計結果を八月に公表しました。

施設で発生した死亡事故、治療に要する期間が三〇日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等が対象で、事故の件数は前年より三十一件増加の二、七七二件で過去最多となりました。負傷等の報告は二、七六三件で、のうち約八割が骨折によるものでした。また、負傷等の事故は、約九割が施設内で発生しています。さらに死亡の報告は四件増の九件となっています。

県においても、昨年十二月に教育・保育施設等に事故発生の際は速やかに子どもの家族

等に連絡するほか、所在する市長村を經由して県に報告する旨、通知しています。

その目的は、事故の発生要因を検証し、再発防止に努めることとしていますが、秋田県における事故の状況および現状を踏まえた各施設における再発防止策がどのように実施されているのか、また県の具体的な係わりは十分に徹底・浸透しているのか、教育長のご所見をお聞かせください。

誤嚥による乳幼児の死亡事例が複数発生している状況や、送迎用バスに置き去りにされた園児が熱中症により亡くなった事例を踏まえ、安全装置の装備の義務付けがなされたことは記憶に新しいところです。

このような背景も鑑みて「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」等の効果的な周知方策について、職員向けの啓発資料を作成し自治体、施設・事業所に発出されています。加えて、各種自治体説明会や研修会等において、

ガイドライン等の周知を実施しているよう
ですが、十分な理解と活用に結びついて
いるのか、現状の実態と課題について併
せて教育長のご所見をお聞かせください。

次に、コンプライアンスについてお伺いします。

先月、昨年三月に県が契約した公共工事を巡る贈収賄事件で県職員が逮捕され、二十一日には秋田地方検察庁に起訴されました。県民の信頼を損なう大変残念な事案であり、原因の究明と再発防止策の徹底が急務といえます。

これまでも毎年のように不祥事が発生し、そのたびに再発防止に努めるという言葉が声高に叫ばれてきましたが、その声とは裏腹に不祥事はなかなか後を絶ちません。今回の事案も司直の手が伸びる前に、未然に防ぐことができなかったのか、徹底的な検証が必要で

す。

県では、建設部や農林水産部の職員を対象にしたコンプライアンス研修や公務員倫理研修を実施したようですが、本来であればこの機会に、全役職員を対象に実施すべきではなかったでしょうか。あるいは、今後実施する

考えはあるのでしうか、知事のご所見をお聞かせください。

県においては、平成二十八年に全職員向けの「コンプライアンスハンドブック」、平成二十九年に教職員向けの「不祥事防止ハンドブック」、令和三年に建設部・農林水産部職員向けの「建設工事等発注事務に関するコンプライアンス・マニュアル」が作成されていますが、それが形骸化しているのではありませんか。活用は十分なのか、課題はないのか、真剣に考える必要があります。マニユアル等の有効性を担保するためにどうすべきか、知事のご所見をお聞かせください。

県内の民間企業の中には、不祥事発生の有無にかかわらず、毎月、テーマを決めて「コンプライアンス勉強会」を開催し、その実施報告書を作成するほか、三か月ごとに自己チェックシートを活用するなど自己啓発にも取り組んでいます。

多くの職員が法令順守に則り日々懸命に職

務に精励していることを思えば、不祥事の芽をいち早く察知しその芽を摘み取ることが県民の信頼回復の要です。

まずは組織のトップである知事自らが率先垂範してコンプライアンスを実践し、職員の模範となる言動を心掛けるべきと思います。が、これまでを振り返ってどのように自己評価しているのか、また、知事の心構えはどうあるべきか、最後にお聞かせください。

以上で私の一般質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。